

## 佐渡市と学校法人大正大学との包括的連携協力に関する協定書

佐渡市（以下「市」という。）と学校法人大正大学（以下「大学」という。）は、次とおり包括的連携協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市及び大学が包括的な連携の下、幅広い分野において協力し、相互の発展並びに持続力のある地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （連携協力する事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとし、具体的な実施事項については、両者合意のうえ決定するものとする。

- (1) 地域課題の解決による地域振興・創生への貢献に関すること。
- (2) 学生のまちづくり参画を通した人材の育成に関すること。
- (3) 東京圏での市の情報発信拠点整備及び地域産品の販路拡大に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市と大学が協議して必要と認める事項。

### （連携協力の窓口等）

第3条 市及び大学は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

### （公表）

第4条 市及び大学は、この協定の存在、連携事項の内容及び成果について第三者に開示、公表、プレスリリース等を行う場合は、事前にその実施時期、内容等について両者で合意するものとする。

### （守秘義務）

第5条 市及び大学は、この協定を通じて知り得た相手方の秘密をこの協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。

2 市及び大学は、この協定終了後もこの協定を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の30日前までに、市又は大学のいずれからも書面をもって協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期限満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び大学それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月8日

新潟県佐渡市千種232番地  
佐渡市長

東京都豊島区西巣鴨3-20-1  
大正大学 学長



